

## 社会福祉法人東海村社会福祉協議会評議員及び役員の報酬等に関する規程

### (目的趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人東海村社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬)

第2条 評議員及び理事（会長並びに常務理事を除く。）、監事には報酬を支給しない。

2 会長の受ける報酬は月額報酬とする。

3 常務理事の受ける報酬は月額報酬，通勤手当とする。

4 前項の月額報酬の額は，別表1に掲げる額とし，通勤手当に関しては，職員の例による。

5 報酬の支給方法及び支給期日については，職員の例による。

### (費用弁償)

第3条 評議員及び理事，監事がその職務を遂行するために旅行したときは，その旅行について旅費として費用弁償を支給する。

2 前項の規程により支給する旅費の額は，東海村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和32年東海村条例第67号)並びに東海村職員等の旅費に関する条例(昭和54年東海村条例第6号)を準用し，別表に掲げる職に相当する職名の受ける旅費の額に相当する額を支給する。

3 前項の費用弁償の額は，別表2に掲げる額とする。

### (実費弁償)

第4条 評議員及び理事，監事が，会議等に出席した場合又は監査の業務に従事した場合には，実費弁償として支給する。ただし，常勤の理事，東海村特別職の職員で常勤のもの又は一般職を兼ねる役員，評議員，顧問，各種委員等には支給しない。

2 前項の費用弁償の額は、別表2に掲げる額とする。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人東海村社会福祉協議会役員及び職員の給与に関する規程は廃止する。

3 社会福祉法人東海村社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程は廃止する。

別表1 (第2条関係)

職 名	月額報酬
会長	50,000円
常務理事	239,000円以内で会長が別に定める額

別表2 (第3条関係)

区 分		旅費の額 (相当する職)	実費弁償の額 (1日に付き)	備考
役員	会長	村 長	1,000円	
	会長以外の理事及び監事	副村長	1,000円	
評議員		副村長	1,000円	
顧問		副村長	1,000円	
各種委員等	村外委員	一般職	鉄道賃実費	
	村内在住・在勤委員	一般職	謝礼のなかに 含まれるもの	